鹿行ニュース No.51
令和２年７月27日

鹿　児　島　県　行　政　書　士　会
鹿児島市与次郎２-４-３５　ＫＳＣ鴨池ビル２０２号室
（敷地内併設の駐車場は３０分無料）
電話：099-253-6500　FAX：099-213-7033

鹿児島県行政書士会
会　長　鶴　　信光

会員各位

日行連より令和２年７月 20 日付日行連発第 400 号にて、下記のとおり令和２年７月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長等について周知要請がありましたので、お知らせいたします。

日行連発第４００号
令和２年７月２０日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　常住　豊
許認可業務部
部長　村山　豪彦

令和２年７月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長等について
（周知）

国土交通省ホームページおいて、令和2年7月豪雨における被害者の有する権利利益の保全のため、被害者の有する国土交通省所管の許可等について、その有効期間の延長の対象となる許可等の内容を定める告示を公布した旨の報道発表がありました。

あわせて、国土交通省及び軽自動車検査協会より、自動車登録申請書等の添付書類の有効期間の延長について、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

このほか、令和2年7月豪雨による災害については、各種許認可の有効期間の延長や期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責などが行われております。詳細は総務省ホームページをご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国交省ホームページ】
令和２年７月豪雨における被害者の有する許可等の有効期間の延長について
https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000704.html

【添付】
・自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて
（国自情第６０号・令和２年７月１４日、国土交通省）
・事務所等における申請の際の書類の有効期間の取扱いについて
（2020 軽検検第 148 号・令和２年７月１４日、軽自動車検査協会）

【参考・総務省ホームページ】
令和2年7月豪雨による災害「特定非常災害」指定について
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000430.html

※上記【国交省ホームページ】等にて詳細はご確認願います。
なお、個別に上記【添付】資料が必要な方は県会事務局にご連絡願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。